

Q 1 商品券は誰が買えますか？

A 小牧市内に在住の方（＝身分証明書の住所が小牧市内）は年齢に関わらず購入できます。

Q 2 商品券はどのような方法で予約購入できますか？

A 下記方法で予約できます。※下記方法が困難な場合は、小牧商工会議所(0568-72-1111)にご連絡ください。
また予約方法や引換場所により引換期間や時間が異なります。予約時に引換場所を指定していただきますので、必ず、引換期間中の定休日や受付時間をご確認のうえご予約ください。

WEB予約**9月1日(月)9時～9月10日(水)19時00分**

※9/1(月)～9/3日(水)まではWEB予約のみ

(WEB予約に関する問合せは 平日9時～16時 72-1111 ※予約期間終了後は対応できません)

窓口予約**9月4日(木)～9月10日(水)**

※各窓口にて営業日・営業時間が異なりますので、小牧市「広報こまき」8月号にてご確認ください

8月1日よりダウンロード可能▶**商品券購入申込書****Q 3 商品券はどこで予約できますか？**

A 予約できる販売店が市内約20箇所、その他に特設会場も設置しております。

▶**販売店一覧****Q 4 販売店と特設会場の違いは何ですか？**

A **販売店**は、商業活性化のため商品券事業に無償でご協力いただいている店舗です。
したがって、通常の営業に支障がないよう、“予約受付数に上限がある”“自店で引換える分の予約しか受付できない”などの決まりがあります。
特設会場は、小牧商工会議所が直接運営している会場です。
したがって、販売店のような制限はないので、予約受付数の上限はありません。また窓口予約される場合に、他の特設会場や販売店（空きがあれば）も、引換店舗として選択できます。
※予約後に引換店舗の変更はできません。予約時に引換店舗情報を必ずご確認ください。

Q 5 クレジットカードや電子マネーで購入できますか？

A できません。現金一括払いのみの購入になります。

※硬貨でのお支払いは、硬貨一種類につき20枚まで(例：500円硬貨×20枚)とします。

また、旧紙幣等で銀行にて換金手数料が発生するものも、お断りする場合があります。

Q 6 小牧市民以外の予約はできますか？

A できません。予約は小牧市内在住の方のみです。

Q 7 予約以外での購入はできますか？

A 予約で完売してしまった場合は購入できません。

予約をキャンセルされた商品券等の販売は、未定です。

※R6年度は、その年度に予約購入された方で、減額となった方を対象に抽選販売しました。

Q8 商品券は何セット予約購入できますか？

- A お一人様5セット（5万円分）まで予約できます。ただし、予約多数の場合は、予約者全員に行き渡るように、予約セット数を調整しますので、「**予約引換券ハガキ**」に記載してある**“引換セット数”が購入可能な最大セット数**となります。
- ※同一人物による、上限以上の予約および購入はできません。また、不正購入が発覚した場合は直ちに返金等に応じていただきます。応じない場合、今後、商品券のご購入はできません。

Q9 一度に何人分の予約ができますか？

- A 同居家族であれば**8人まで可能**です。それ以上の申込や同居家族以外場合は、別アドレスもしくは、商品券購入申込書をコピー（A4サイズ）し、別用紙にてご予約ください。
- ※ただし同一住所でも、苗字が違う、予約人数が多い、年齢に違和感があるなどの場合は、電話確認をさせていただきます、代表者以外の身分証明書（住所が確認できるもの）もご持参いただく場合があります。

Q10 予約を複数行ってしまいました、取り消しになりますか？

- A 誤って複数の予約申込を行ってしまった場合は、1回分の申込のみを有効とし、重複分は取り消しさせていただきます。また確認のお電話をさせていただきます場合があります。
- ※例：A店舗で3セット・B店舗で2セット の予約をされた場合は、どちらかを取り消します。

Q11 予約申込した際に記入間違いや記入漏れがあった場合はどうなりますか？

- A 記入間違い、記入漏れがあった場合も、正しいデータの判断は致しかねます。特に住所の不備により「予約引換券ハガキ」が届かなかった場合は**予約は無効**となります。
- ※「予約引換券ハガキ」は**10月27日(月)までに**郵送されます。届かない場合は必ず小牧商工会議所(平日9時～17時 0568-72-1111)までご連絡ください。

Q12 家族以外を代理で予約することはできますか？

- A 同居家族以外を代理で予約したい場合は、同居の家族単位で“別アドレス”もしくは“商品券購入申込書”に記入し窓口で申込みいただければ予約できます。(引換時に引換券ハガキの住所と身分証明書の住所が一致することが必要ですので、間違えないようご記入ください)
- ※広報こまき8月号へ“商品券購入申込書”を同封しておりますので、事前に必要事項ご記入した申込書を窓口を持参していただくと簡単です。

Q13 代理で商品券を引換えできますか？

- A 予約引換には ①「予約引換券ハガキ」②左記ハガキと同一住所の「住所の確認できる身分証明書（代表1名分）原本※コピー不可」が必要です。その条件を満たせばどなたでも予約引換は可能です。
- ※①・②がない場合は、引換対応できません。

Q14 予約をキャンセルできますか？

- A 予約引換期間内に、購入されなかった場合はキャンセル扱いとなります。連絡等は不要です。
- ※ただし、事務局から確認のお電話をさせていただきます場合もあります。

Q15 予約セット数を減額することはできますか？

- A できます。指定の予約引換店舗窓口にて、引換時に直接減額をお申し出ください。
※減額分はキャンセルとなります。一度減額された商品券分は引換期間内であっても、再購入はできませんので、ご注意ください。

Q16 引換会場の変更はできますか？

- A できません。指定された引換会場にお客様の商品券を準備しておりますのでご了承ください。

Q17 予約引換券ハガキの再発行はできますか？

- A できます。ただし、こちらの不備でない場合は、商工会議所まで直接ご来所いただきます。
「申込書へ記入された住所が確認できる身分証明書（代表1名分）原本※コピー不可」で確認させていただいたのち、再発行手続きをさせていただきます。
※引換期間中は、“特設会場”でも再発行手続きが可能です。上記同様、住所の確認できる身分証明書（代表1名分）原本※コピー不可を必ずご持参し、再発行手続きをしてください。

Q18 予約引換券ハガキの住所と身分証明書の住所が違う場合はどうすればいいですか？

- A 引越し等により住所が変更になった場合は、個別に対応させていただきますので、引換期間前に小牧商工会議所(平日9時～17時 0568-72-1111)まで、事前にご連絡ください。

Q19 購入後の返金（払い戻し）はできますか？

- A **購入後の返金（払い戻し）はできません。**

Q20 商品券の盗難・紛失についての保証はありますか？

- A 保証はありません。破損や汚損等についてもありません。大切に保管してください。

Q21 汚損した商品券は使用できますか？

- A 次の条件を満たせば使用できます。

「通し番号が確認できること」「券面の面積が3分の2以上残っていること」「券面の偽造防止特殊加工が残っていること」

※ただし、券面の裏面の取扱店舗欄の押印や記載がある場合は使用できません。

Q22 商品券はいつからいつまで使えますか？

- A 有効期間は2025年11月5日(水)～2026年4月30日(木)までとなります。
有効期間を過ぎた商品券は無効となりますので、ご利用の際はご注意ください。
※小牧商工会議所では、贈答用商品券としてプレミアムが付かない(1枚500円で販売)商品券も取り扱っています。その場合の有効期間は、発行日より6カ月以内となりますので、お手持ちの商品券に記載してある有効期間は必ずご確認のうえ、ご利用ください。

Q23 どこで使えますか？

A 小牧市内の加盟店にてご利用できます。店頭へのぼり旗やPOPの掲示があります。

▶[加盟店一覧](#)

※参加の加盟店は、加盟店の都合(加入および脱会)により予告なく変更となります。
ホームページ更新に日数がかかる場合がありますので予めご承知おきください。

Q24 加盟店一覧はどこでもらえますか？

A [紙での配布は年1回、広報こまき8月号に同封される冊子のみ](#)です。大切に保管してください。インターネットでは上記の[加盟店一覧](#)から、いつでも閲覧できます。

Q25 すべての加盟店でプレミアム商品券を同じように使えますか？

A できません。店舗の区分により取扱えない商品券があります。

「大型店・中型店」では、[専用券\(いーなも券\) 赤色](#)が利用できません。×

「すべての加盟店」で、[共通券\(えーなも券\) 青色](#)は利用できます。○

※加盟店一覧等で事前にご確認のうえご利用ください。

Q26 商品券で買い物をした時、おつりは出ますか？

A おつりは出ません。

Q27 商品券を使用する際の限度額はありますか？

A 使用限度額はありません。

Q28 店舗との間にトラブルが生じたらどうすればいいですか？

A お客様が直接、商品券を利用された店舗との間で解決をしてください。

Q29 商品券の利用対象にならない物がありますか？

A あります。次に該当するものには利用できませんのでご注意ください。

①有価証券、その他の金融商品、他商品券、金、銀、地銀、現金の購入

②国、地方公共団体への支払い、公共料金の支払い、税金の納付等

③換金性の高い物(商品券やギフト券、図書券、回数券や切手等)、保険料、電子マネー等のチャージ、たばこ等

※また加盟店によりご利用いただけない商品、サービスがございます。

ご利用に際しては、あらかじめ加盟店にご確認ください。

Q30 有効期間が延長されることはありますか？

A [小牧商工会議所で発行する商品券は、資金決済法の関係で発行月から6ヶ月以内のものしか発行ができない商品券となるため、いかなる場合でも有効期間の延長が認められておらず、期間が延長されることはありません。有効期間を過ぎた商品券は無効となり使用できませんので、必ず有効期間内にご利用ください。](#)